ユノウラ橋長寿命化修繕設計委託業務

特記仕様書

1.総則

本特記仕様書は「ユノウラ橋長寿命化修繕設計委託業務」に適用する。

本業務は、本業務特記仕様書、「高知県土木設計等業務共通仕様書」、「道路橋示方書・同解説」、「コンクリート標準示方書」、「高知県測量業務共通仕様書」その他関係する示方書、指針等にもとづき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものを使用する。なお、業務期間中に改定された場合はこの限りでない。本特記仕様書に定めのない事項については協議により決定する。

2.業務目的

本業務は、香南市が管理する橋梁（ユノウラ橋）の修繕を目的とし、最新の定期点検結果にもとづき、効率的かつ適切な橋梁工事を実施するために必要な橋梁修繕設計を実施する。

3.測量業務

本業務における計画・設計を実施するにあたり必要となる、基準点測量、現地測量、路線測量を行うものとし測量等業務共通仕様書、公共測量作業規定に準拠して実施する。

また、現地状況により計画等に変更が生じた場合は、発注者に報告し協議を行い実施するものとし、変更設計の検討対象とする。

3.1. 基準点測量

路線測量及び現地測量等の作業の基準となる4級基準点測量を実施する。作業実施にあたっては、計画及び周囲の状況を把握し、位置選定をしたうえで堅固な箇所に設置するものとする。

3.2. 現地測量

本設計に必要となる計画箇所及び仮設道路計画に関する地形測量を実施する。

設計数量に計上された位置及び範囲に追加等が必要となった場合は、発注者と協議のうえ測量範囲を決定するものとする。

3.3. 路線測量

本設計及び仮設道路設計に必要となる対象地の路線測量を実施する。

測量位置及び範囲については、発注者との協議のうえ決定するものとする。

3.3. 測量業務における内容及び数量については下記に示すとおり実施する。

1．4 級基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・N=5 点
2．現地測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・A=0.0045 k ㎡
3．作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・N＝1 業務
4．現地踏査・・・・・・・・・・・・・・・・・・L＝0.19 k m
5．中心線測量・・・・・・・・・・・・・・・・・L＝0.19 k m
6．仮ＢM設置測量・・・・・・・・・・・・・・・L＝0.19 k m
7．縦断測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・L＝0.19 k m
8．横断測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・L＝0.19 k m
9．横断測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・N＝1 本

4．設計業務

本業務にて対象とする橋梁は、高知県香南市が管理する以下の橋梁である。
市道大谷野田線【ユノウラ橋　橋長 12.5m、橋面積 37.5 ㎡】

4.1 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ 2 回、成果品納入時の 4 回を基本とする。ただし、必要があれば追加協議を行うものとし、数量変更の検討対象とする。

4.2 関係機関打合せ協議

関係機関協議については、河川管理者を想定しているが、状況により他機関との協議が必要となった場合は、適宜対応を行うものとし、その場合は変更数量の検討対象とする。

4.3 設計計画

本業務の実施に先立ち、本業務の目的及び主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画を記載した業務計画書を作成する。

4.4 損傷個所の確認調査

橋梁修繕設計において、現地踏査を行い貸与された既往の報告書等から定期点検の点検調書及び診断結果を収集し、対象橋梁の損傷状況を確認する。

4.4 対策工法の検討

上部工及び下部工について、対象施設の補償として、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し工法を決定する。

4.5 上部工設計及び下部工設計

対策工法の検討によって決定した工法により実施設計を行う。

4.6 施工計画

上記項目の検討をふまえ、仮設計画、工事工程及び施工順序の検討を行い、施工計画をとりまとめる。

4.7 関係機関との協議資料作成

上記項目の検討をふまえ工法及び設計図書にもとづき、関係機関協議を実施するにあたり必要となる協議用資料及び説明用資料の作成を行うものとする。

4.8 仮設道詳細設計

路線測量の成果をもとに決定した工法により実施設計を行う。

5 . 成果品

本業務はの成果品は以下のとおりとする。

1 . 業務報告書（A4 ファイル綴じ）　　1 部
2 . 成果図面（A3 平綴じ）　　1 部
3 . 電子データ（CD-R）　　1 式